

厚生経済常任委員会会議録

令和8年3月9日（月）

令和8年3月9日（月）午前10時01分から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	飯島 孝也		
副委員長	有賀 公子		
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	
	青柳 好文	高野 浩一	
	萩原 哲也	渡邊 敬介	

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹		
総務課長	志村 裕喜		
財政課長	田口 俊		
福祉総合支援課長	土橋 美和		
介護支援課長	古屋 勇司		
子育て支援課長	矢口 成彦		
健康増進課長	武藤 陽子		
観光商工課長	林 正樹		
農林振興課長	有賀 博		
建設課長	野田 一寿		
上下水道課長	杉野 栄		
ぶどうの丘支配人	坂本 豊		
総務課	高石 宏満	樋口 透	
介護支援課	村松 奈々		

子育て支援課	雨宮明日香			
健康増進課	山本 昌康			
観光商工課	岡部 英司	武藤 剛	土屋 和生	
農林振興課	岩波 一貴	石原 久誠	金子 猛	
建設課	名取 伸二			
上下水道課	岡 紀仁	桑原 久雄		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 広瀬 拓也 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第 1 号 甲州市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
制定について

議案第 2 号 甲州市下水道使用料条例及び甲州市浄化槽の整備に関する条例の
一部を改正する条例制定について

議案第 6 号 甲州市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例制定につい
て

議案第 7 号 甲州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 号 甲州市甲斐の国大和自然学校施設設置及び管理条例を廃止する条
例制定について

議案第 30 号 甲州市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前 10 時 01 分〕

- 委員長（飯島孝也君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許
可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員 8 人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会い
たします。

議長挨拶

- 委員長（飯島孝也君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
○ 議長（相沢俊行君） 皆さん、改めておはようございます。

本日の厚生経済常任委員会、条例案を中心とした議案の審議が中心になると思いますが、

ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

開 議

- 委員長（飯島孝也君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、2月20日及び3月5日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案6件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他案件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に私のほうまで申出をお願いいたします。

議案第1号

- 委員長（飯島孝也君）　初めに、議案第1号 甲州市特定乳児等支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君）　（委員長から条例制定の内容の確認を行う）

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君）　お答えをさせていただきます。

まず、12月に制定をさせていただきました条例につきましては、児童福祉法に基づき、保育の受皿として施設が備えるべき面積や配置基準など、設備・運営に関する基準を定めているものであります。今回の条例は、子ども・子育て支援法に基づき、事業者が市から給付費を受けるための確認に関する基準を定めたものになりますので、そもそもの基となる根拠法が、さきに制定したものは児童福祉法、今回の制定したものが子ども・子育て支援法ですので、事業を実施する事業者は、まずは児童福祉法に定められた、さきに制定した設備基準を満たして、かつ給付を受けるには今回制定する条例の運用基準を満たすというような二本立てのものになっております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 利用定員、運用のルールという点におきまして、1時間当たりの利用定員を定めるというのがあると思いますが、実際の運用を想定したときに、この過不足な点とか、また調整困難な事例が起こり得る家庭があるのかというところと、あと面談義務、記録義務があると思うのですけれども、実際運用される方の事業者にとって過度な負担にならないかという点をお聞かせください。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、1時間当たりの利用定員の件についてですが、今回、3歳未満を対象にしておりまして、1時間当たりの利用定員というのが、まず1歳未満の子どもに対しては3人に対して1名の保育士、1歳以上の子どもに対しては6名に対して1人の保育士の基準になっております。ここで1時間当たりの定員を超過してはいけないという根拠ですが、例えば、事業者で0歳をお預かりするのに3名の定員を設けたとします。例えば9時から10時までが3人の子どもがいました、そして10時から11時に1名の子どもが減りました、そして2名になります。その後、11時から12時の間に2名のうち、またほかのお子さんが3名入ってきたというような場合、既にその1時間は定員オーバーをしていますので、そこは今回の基準では対象外になってしまいますよ、というような厳密な基準が設けられていますので、1日当たりを換算した延べ人数という基準ではなくて、1時間当たりの定員で守ってくださいという定めをしております。

あと、面接についてですが、やはり保育所等で子どもをお預かりしますので、その子どもが例えばアレルギーを持っているとか、ちょっと注意してもらいたいというようなことはどうしても書面では分かりませんので、面接のほうは、行っていただく事業者としては必須ということをお願いをさせていただいているところであります。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
- 委員（広瀬明弘君） まず、これは市町村超えても構わないということですか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、利用登録に関してですが、甲州市に住所を置いている子どもが対象になっており

まして、市で、その子どもに対して、今回のこども誰でも通園制度の許可証を出します。あとは保護者のほうで、例えば市外でご希望の保育所が、このこども誰でも通園制度を行っているのであれば、そこへの通園は可能となります。ですので、甲州市の市民であれば、市外の通所は可能となります。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬明弘君） 子育てで実家へ帰ってきた場合は、住所は移していないけれども、ここに1年間はいますよというような場合は駄目なのでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

子どもが住所を置いています市町村で認可を受けていれば、甲州市の通所、こども誰でも通園制度の利用をすることは可能となります。

- 委員長（飯島孝也君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬明弘君） その市町村でまず認可を受けてから、こちらのほうへ来たときには可能ということですね。分かりました。
- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今の関連なのですけれども、4月1日から施行する場合、その認可を受けるのは、いつから認可を受けられるのかというタイムスケジュール的なものとか、どのような方法で周知していたのか、ちょっと私の記憶にないので、今からやるとすると、4月1日からはもう間に合わないと思うのですよね。そうすると、いつから通所ができるようになるのかという、タイムスケジュール的なものを教えてください。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、スケジュールについてですが、4月1日からの実施開始を目指しておりますが、現在、国の指針に基づきまして、市条例が制定されるまでの間は、国の基準を本市の基準とみなす経過措置が適用されておりますので、現在この経過措置に基づきまして、市のホームページを通じて市民の皆様には周知を行っているところでございます。

なお、事業者の認可についてですが、やはり認可につきましては、現在、事業所のほうに聞き取りを行ってやっていただくかどうかの確認をしているところですので、まだ認可の申請までには至っておりませんが、公立の保育所としては、特に認可は必要ありま

せんので、この条例、また予算のご議決をいただいた後に、4月1日からのスタートができるよう公立の保育所のほうは準備を進めているところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今、予算の話もちよっと出たのですけれども、推定人数が何人という説明を受けたと思うのですが、私、失念をしてしまいましたので、もしよかったらそこだけ教えていただければと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず人数ですが、市では保育料の無償化をやっておりまして、その関係で、実際このことも誰でも通園制度をご利用されている方というのはそれほど多くはないと思われます。一時保育もやっていますので、それほど多くは想定していなくて、今回、こども計画を策定する中でこの見込みを立てたのですが、年間でおよそ30人程度ということで、予算は算定して計上のほうをさせてもらっているところです。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） こちらのほうに関しまして、事業者の目線が結構書かれているのですけれども、市から事業者に対してどのような指導とか監督を想定されていますでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、事業者への指導的なことについてですが、やはり年齢ごとの子どもたちの発達や保育に関するような基礎知識、あと年齢ごとの発育段階や子どもの関わり方、安全管理や事故防止に関する知識、けがや事故を防ぐための基本的な対応、訓練方法、また、食物アレルギーの対応等を考えています。

あと、指導監督として、市長は、実施事業者からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に関わる指導、その他必要な措置を行うものということで、先ほどのような項目を設けた研修といいますか、内容を事業者のほうで承知をしてもらおうというような対応を考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

○ 委員（渡邊敬介君） では何かトラブルがあった場合も、市がしっかりフォローするという形ですね、分かりました。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 第29条に地域との連携ということで、事業者はその交流に努めなければならないとあるのですが、例えばどういったことを地域との交流というようなことの中で考えておられるのか、お分かりでしたら教えてください。

○ 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

今回新しく創設される制度でして、現在のところちょっと地域との交流という部分につきましては、どのようなことができるのかというところで、今後、条例をご議決いただいた後に要綱を定めますので、その中で地域との対応ということで、具体的にどのようなことができるかということは決めていきたいと考えております。

○ 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 要綱の中である程度の方向を示して、そして認可する際に事業者との話合いの中で決めていくということですね。また地域としても、やはり子どもとの関りというのはすごく大事なので、地域との触れ合いであるとか、そういった機会を多く設けていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（飯島孝也君） ちょっと私のほうからお尋ねします。

法定代理受領ということで、ここは今回、特定というところの条例でいうと、交付金というか、お金を受けるのですよね。それについて、法定代理受領ということが概要の中に書いてありますけれども、事業者が利用者に代わって受領する、そういう形になるということですか。その仕組みと、交付の金額も、何か基準みたいなものがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、このこども誰でも通園制度の利用者に対しましては、これから定める要綱で利用料を定めさせていただきます。例えば国のほうでは1時間300円ということで定めています

ので、保護者がその事業所に利用料をお支払いするものと、それが代理受領ということになります。まさしく今回、このこども誰でも通園制度が給付事業になりますので、保育料等と同じような考えの中で、この交付金の受領は進められるという制度設計がされています。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） お金の流れはどのようになりますか。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） まず、利用料につきましては1時間当たり300円ということで、その300円を事業所のほうに、その事業所では交付金を受け取るのは、例えば口座引き落としなのか、それとも現金で納付書とかで納めるとか、その辺はまたそれぞれの事業所の考えになるわけですが、その受領をしたところで、事業所としましては、その利用料のほかに、今度、国のほうで定めた単位当たりの給付金を市のほうに請求をしていただくこととなります。市のほうでその基準に沿った内容を確認して、事業所にこども誰でも通園制度を利用した利用者の数に合わせて給付費をお支払いするというような流れになります。ですので、保護者からの受領、そして請求に基づく市からの支払いという流れになっております。
- 委員長（飯島孝也君） すみません、確認です。事業者が受給する市からのお金というのは、原資は国とか県からの、保育料と同じような仕組みなのでしょうか。

あと、利用者が300円程度払うということですが、利用者に対しての給付措置というものは特にないということでしょうか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。
まず、給付費につきましては、国、県の補助対象になりますので、市へ毎月、事業者のほうから請求が来ますので、その事業者からの請求に基づき、市から事業所のほうにお支払いをするということになります。
あと、利用者に対しての給付があるかどうかというところなのですが、あくまでも利用者につきましては、その利用した時間に基づく定められた金額を納めていただくこととなります。ただ、今回要綱のほうで定めさせてもらうのですが、例えば、生活保護とか、そういった方に対しては減免というか、そういった措置を設けさせていただくこととなります。ですので、その方に対しては300円の利用ではなくて、例えば半額の150円の利用とか、そのような形での制度設計は考えているところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第1号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第2号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第2号 甲州市下水道使用料条例及び甲州市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 条例改正の背景で、人口減少や施設の老朽化、物価高騰という説明がありましたけれども、特にその中で経営を圧迫したものはどれかというのと、その要因と、それを何か数値で示すことができますか。

- 委員長（飯島孝也君） 休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

杉野上下水道課長。

- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えいたします。

背景のほうですが、老朽化による修繕、改築費用の増加、それから浄化槽についてはやはり修繕費の増加など、物価高騰による維持管理費の増大ということでございますが、経費の決算ベースでいきますと、まず、下水道の営業費用の中に管渠に関わる費用と、

それから処理場の関わる費用、浄化槽に関わる費用と、これが区分して表示をされておりますが、管渠に関わる費用、例えば塩山、勝沼、大和の管の部分、186キロほどありますが、この維持管理に関わる費用、それからマンホールポンプ64か所ありますが、この電気料、それからそれらに関わります修繕費がございまして、例えば光熱水費でございまして、塩山、勝沼、大和のマンホールポンプに関わるものが、令和2年度では322万円かかっていたものが、翌年度決算では340万円というふうに徐々に増えていっております。

また、修繕のほうについては、できるだけ大きな修繕に当たらないように工面をしているものですから、管渠費については300万円だったものが170万円に半減をしております。一方、処理場のほうについては、修繕費が令和2年度は13万円だったものが、令和6年度決算で200万円と非常に増大をしているものでございます。

また、処理場のほうの委託費も令和2年度850万円だったものが、令和6年度決算では1,100万円ほどになってございます。いずれも委託費等節約できるものの、なかなか修繕費のほうが増大しているということでございます。

また、浄化槽費につきましては、令和2年に64万円であったものが令和6年度決算では88万円ということでございまして、委託費のほうも1,260万円であったものが令和6年には1,290万円と、若干ですが値上がり傾向にあります。やはり浄化槽のほうは、消臭剤等いろいろ値上がりもしております、備品費等も増大しております、例えば数字でいいますと、浄化槽費の備品ですね、消臭剤とか薬剤費でございまして、それが令和2年度20万円だったものが令和6年は31万円ということでございまして、なかなかこれにつきましては、購入するもの、それから前段で言いました修繕費については委託して、委託会社をお願いをして行っていたくものばかりでございまして、人件費の値上がり、それから物品、資材等の値上がりにより、交渉しましたが、なかなか厳しいということで、これが年々上がっていく方向でございまして、ここでやむなく値上げのほうを考えていったということでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 次に、市民への影響がどれくらいかというのをお尋ねするのですが、一般的な家庭で結構ですので、例にして、それについて、月額が答えやすいのか、年額が答えやすいのか、それは課長にお任せしますが、どの程度負担が上がるのかお尋ねします。

- 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） それについては、資料を別途用意してきましたので、配付の許可をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 資料の配付というご希望がありました、よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 委員長（飯島孝也君） 配付を許可いたします。
（資料配付）
- 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 配付をさせていただきました資料を参考にさせていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

条例の条文では少し分かりにくいかと思ひまして、今、委員さんが言われましたことについて、2か月当たりと1か月当たりでまとめたものがお配りした表でございます。上の青い表につきましては下水道使用料、下の茶色い表につきましては浄化槽の使用料でございます。

まず、下水道使用料でございますが、4つ例をつくってございます。

1番目が2か月20立方メートル当たりの場合、これは2か月ともに基本使用料のみのお客様の場合でございますが、これが2か月で350円の値上げになります。1か月当たりでございますと、条例のとおり175円の値上げとなる案でございます。

2番目が2か月で40立方メートル当たり使ったお客様の場合でございます、おおむね4人世帯がこのような料金が一番多くございます。

よく使われるのは、この40立方メートルと60立方メートル、つまり2番目と3番目でございます、3番目の60立方メートル当たりですと、2か月で1,370円の値上げとなるものでございます。

下の茶色い表は浄化槽でございます、一番使わない家であっても人槽で処理しているものですから、956円の値上げ。一番使うのが6人槽から10人層の間ですが、6人槽から7人槽で、月ぎめでございますので、1,081円の値上げ。8人から10人槽については1,364円の一月当たりの値上げというようなこととなります。

これにつきましても審議会のほうで、やはり提示の要求がありましたので、これらを提示して審議をしていただいたものでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 値上げの分、確認しました。

次に、市民への影響というところで、低所得世帯ですとか高齢者世帯への経過措置ですとか緩和措置、減免措置等、何か今、お考えがあれば伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） 低所得者層への配慮でございますが、審議会の中で事務局として資料をお出ししまして、審議はさせていただいたのですが、どうしても低所得者層に料金体系を合わせてしまいますと、料金収入の減になりまして、もともと赤字常態でございますので、とても運営のほうがおぼつかないということで、できる限り皆さんに、全体にとって低価格であるようにということで料金の案を決めさせていただきました。

決算を基に審議会で話し合っていたのですが、赤字分を現在、繰入金で補填をさせていただいておりますが、この繰入金があれば、この繰入金分を一般会計のほうで有用な市民サービスに使うことができるということで、公営企業につきましては、これをできるだけ削減をしていきたいと思っております、繰入金を仮に0にしますと、料金を2.6倍にしなければならない、浄化槽については1.4倍ぐらいにしないといけないということでございますが、これはとても厳しいということでございます。

現在、使用料2億1,300万円ほど、下水道分で収入があるわけですが、これで維持管理費、それから峡東浄化センターに払う維持管理負担金、料金徴収などに充てる事務費、保険料と公営企業債、借りていますので、その利子分を払っていますが、これを使用料で全部賄って、なおかつ基準外の繰入金まで賄わなければならないということで、2.6倍ぐらいは必要なのですが、それはちょっと厳しいということで、必要な維持管理経費、事務費と利子の3割程度まで賄うという目標を立てまして、やむなく下水道は15%としたものでございます。

浄化槽についても、やはり使用料で、維持管理費は何とか賄えているのですが、事務費がほとんど賄えていない状態でございますから、利子も賄えていない状態でございますので、これも下水道におおむね合わせるような形で利子の一部までを賄えるようにしましょうということで、30%の値上げということでございます。浄化槽については、前回値上げしていませんので、その前回の分までとなって、多少は率が上がっているものでござ

ざいます。

低所得者への配慮についての議論でございますが、総務省で、1か月当たりの生活の支出というのが発表になってございますので、それを、当時の資料になりますが、例えば単身世帯では光熱水費が、1か月当たりの支出のうち9.1%から13.3%となっております。家族がいる方、2人以上の世帯ですと6%から7%でございますので、倍に近い支出があるわけなのですが、この光熱水費の内訳を見ていきますと、全光熱水費の支出のうち、上下水道使用料は1.7%、電気代は5.6%と、上下水道合わせても1.7%ということで、非常にライフラインの中でも低額でサービスを提供させていただいているということでございます。

一方、単身世帯とか低所得者世帯の特徴としましては、総務省の資料によりますと、教養・娯楽に関する支出が非常に多いということでございます。例えば2人以上の世帯で6%から8%の教育・娯楽の1か月当たりの支出に対しまして、単身世帯は5.8%から10.6%と、非常に多いということで、多少はその辺から回す余裕が少しはあるかなと、そういう議論もさせていただいております。前段申しました繰入金もできるだけ減らして、一般会計のサービスに回したいということから、低所得者層への配慮もしつつ全体に満遍なく安くサービスを提供するような料金体系の案としたところでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 全体を考える中で、低所得者層や高齢者というところも加味しながら、今回の制度を考えたというのは今の説明で分かりました。

お聞きしたかったのは、緩和措置や減免制度を検討したかどうか、それがあつかないかです。お願いします。

- 委員長（飯島孝也君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） 大変失礼いたしました。肝心のことをお答えしていませんでした、すみません。

前段、このような協議をさせていただいて、事務局として審議会からも意見をいただいたところなのですが、緩和措置、それから減免措置は考えておりません。理由は、やはり赤字でございますので、その分を、補填する財源が工面できないということでございます。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 確認できました。

今回の料金の値上げということで、将来的に見て、今後の改定についての可能性という
か見通しというのはどのような考えがありますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 杉野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杉野 栄君） 昨年、令和6年11月に甲州市下水道事業経営戦略の改定
をさせていただきました。国から非常に厳しい指導も受けておりまして、経営改善をし
ない限りは、なかなか国等の支援も今後厳しくなるという旨の指導も受けております。
また、このことと、それから繰出金のほうを少しでも少なくなるようということで、こ
の経営戦略をおおむね3年から5年ごとに練り直しているわけでございまして、その中
で、料金改定についてのロードマップというものをつくって、ホームページで公開をさ
せていただいております。

下水道、浄化槽ともに3年ごとに料金改定に関する審議会を開きまして、ロードマップ
に記載されている料金改定でいいかどうかを話し合っ、方向性を決めていくというこ
とでございまして、おおむねでございまして、ここで下水道については15%値上げしまし
て、3年後に10%、それからもう3年後に10%と、そのような形で料金改定のロードマッ
プをつくってございます。

浄化槽につきましても、ここで30%とお願いをしまして、3年後には10%、もう3年後
には10%、そのような形で段階的に料金改定をしていく。これはあくまでも案でございま
すが、これをつくらせていただきまして、国に提出し、ホームページでも公開をさせて
いただいているところでございます。

それによりまして、経費の回収率、下水道につきましても、ここまで経費として経費回
収をしてくださいという範囲がございまして、おおむね9割以上を回収できるという
ような形になっております。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） 改定率、先ほど課長のほうから、浄化槽のほうは前回上げなかつ
たから、今回30%でしたというのを聞いたのですけれども、その30%の根拠というのです
かね。下水道が15%、浄化槽のほうは30%。また、先ほどおっしゃった今後の3年ごとの、

浄化槽の場合は10%、10%、下水道も10%、10%なのですけれども、トータル的には下水道のほうが35%で、浄化槽が50%、6年後には。そういう見通しということなのですけれども、その辺も含めて、その数字的なものはどういう根拠なのかちょっと教えていただきたいなと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

まず、浄化槽でございますが、審議していただいたときの浄化槽に関する維持管理費でございますが、これが賄えていないことということで、下水道と同じように賄えるようにしていきましようということでございます。例えば、浄化槽の維持管理費が年間1,763万円、それから使用料徴収等をさせていただいていますが、それに関する事務費が588万円、事務費等が20万円等になっております。そのときの使用料が1,740万円で、維持管理費が1,763万円で、維持管理費を賄えていない状況でございました。一方、そのときの下水道、塩山、勝沼、大和の下水道でございますが、維持管理費が4,835万円、峡東浄化センターに払う処理費が1億2,974万円、事務費が5,875万円、保険料等その他経費が518万円、利子が7,506万円となっております。このときの下水道の使用料収入が約2億1,410万円でございますので、維持管理費と峡東浄化センターに係る負担金は100%賄えていますが、事務費は半分ぐらいまでしか賄えていないということで、これを事務費と、それから保険料等のその他の諸経費を賄いまして、さらに、本当は利子全部を賄わなくてはなりません、利子の一部、3割程度まで賄おうということで、そうするというと、そこから計算しまして15%というふうに決めました。

おおむね下水道も浄化槽も、通常の維持管理費、事務費と利子の3分の1ぐらいまでを賄うようにしましようということで決めた結果でございまして、そうするというと、料金体系、それから維持管理費等に下水道と浄化槽それぞれ違いますので、値上げ率に差が出てくるというものでございます。

雑ぱくにいいますと、投資に関わる経費は置いておいて、維持管理に係る経費は浄化槽は下水道の約倍かかりますので、その辺を加味しながら改定率について議論をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） はっきりいうと、浄化槽のほうが維持管理費が倍かかるからとい

う意味ということですね、単純に今の話によると。そういうことということですね。そうすると、3年後、3年後の浄化槽の伸び率、今度は改定率が10%、10%でいいのという話になるよね。下水道のほうも10%、10%、先ほど、前の委員の説明の中で課長が話をした、その辺は大丈夫ですか。

- 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 下水道事業につきましては、投資費を控えております。これは下水道経営戦略に伴って、投資的経費、建設改良費を大体2億円台に抑えていきましょう。これで計算しますと、公債費が確実に減っていきます。もちろんそれに関わる利子も減っていきます。

ところが、浄化槽のほうにつきましては、大体基数で20基から25基ぐらいと、投資的経費が平準化できますので、それで計算しますと、10%、10%でも経費回収率を90%以上に保つことができます。下水道事業につきましても投資的経費を抑えることによって、非常に利子が高いですので、それを抑えることによって経費の増大を防いでおりますので、これを計算しますと大体10%、たまたま浄化槽も、それから下水道使用料も10%台の値上げによって計画上は90%台の回収率を保つことができますので。両方ともちょっと算出の過程が違いますが、おおむね大丈夫ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（飯島孝也君） では、私から最後に確認をさせていただきますが、値上げをしていくという方向、これから段階的にということですが、下水道の整備計画ですか、市設置の浄化槽の設置計画とか、あと下水道への接続の促進ですとか、そういうところは、今、値上げをしていくというトレンドの中でどういうふうに考えているのか。人口減少で、やはり一人一人の負担というのが整備すればするほど高くなっていくということも考えられると思いますし、そういう点、今後どう考えているのか伺います。

杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。
委員長さんの言うとおりの浄化槽にしろ、下水道にしろ、投資すればするほど経費がかかっていきますが、事業をさせていただいている目的が、公共水域の保全を通じての福祉の向上でございますので、ただ、その理想のように、なかなか現実はお金がかかる

ということですので、うまくいかない部分もありますが、本市の場合はそれを加味して、下水道と、それから浄化槽の2つの方法を使って汚水処理をさせていただいております。下水道については全てが公共、市が行うものでございまして、浄化槽については市が行う公共浄化槽に伴うものと、民間設置によるものがございまして、そのうち料金を取ってもらうのは公共でやっている下水道、公共浄化槽でございまして、これにつきましても、例えば下水道であれば将来的に人口が閑散としてくる地域は浄化槽地域に変えるように今検討をしているところでございます。下水道については都市計画事業でございまして、都市計画の運用によっては、どういうふうにするかというのを、なかなか将来像を見通すことが担当課だけでは厳しいですので、ほかの課と連携をしながら、まちづくり全体の計画を加味した上で、今後、下水道をどういうふうな範囲に絞っていかうかということを検討していきたいと思っております。

また、公共浄化槽につきましても、やはり皆さんから頂いたお金で運営しなければなりません、これについても全てを公共でやるか、それとも民のものと混ぜ合わせながら今までどおりやるかということは、議論もしたことがありますが、山梨県の場合、全国的に見ますと、浄化槽の維持管理があまりされていません。点検、それからくみ取りなども4割いっていない状況でございまして、まだまだ公共水域の保全ということでは、自治体側が少しリードしていかなくてはならないということですので、今しばらくはこの公共浄化槽を通じて、公共水域の保全を皆さんに分かっていただいて、いずれは市が関わらなくても皆さん自身で設置をしていただいて維持管理という方向へ持っていきたいと思っておりますが、今のところは公共と、バランスを取りながら運営をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 下水道に接続していない件については。
- 上下水道課長（杉野 栄君） 下水道に接続していない方も結構いらっしゃいます。大体13%ぐらいが接続されていない方。これも分析をしましたが、畑に設置したもの、それから駐車場に設置したもの、なかなかこれは営業に行ったとしても接続をしていただけないということと、将来的にどう使うというのがお客様も決めていないということとでございまして、順次、臨戸訪問をして接続のお願いに行っております。年間30万円で臨戸訪問していただく委託もさせていただいております、大体2割から3割ぐらいがつかないだけでいただけるということで、年間100件ぐらいは新しくつかないでいただいております。

これもできる限り接続率、9割以上にするように臨戸訪問に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 今、他課との連携で、計画区域の見直しですとか、市の浄化槽の設置をどういうふうにしていくのかとかということを考えていくということなので、値上げが10%、10%と、今回上がったとしても、次に3年、3年というふうになっていくというところを考えると、事業の見直しですとか、そういうものは避けて通れないことだと思いますので、値上げをするということだけではなくて、事業を見直してというところはぜひ、すぐにでも考えていただけたほうが、市民生活への影響を考えると必要ではないかというふうに思いますので、質問ではないのですが、我々のほうからも注文をつけて、これからも進めて言っていただきたいと思いますので、都度ご報告をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第2号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。
ここで休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

議案第6号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第6号 甲州市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 今回の背景等の説明の中で、早急な検討が必要であったという発言があったのですけれども、私の印象では何年もかかったなというふうに思っています。何年もかかっていたのですけれども、今回みたいに話が進まなかった理由というのは何だったのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

今現在、奥野田児童クラブにつきましては公民館のほうを利用させていただいているところですが、やはり広い場所が必要だというのが児童クラブの環境改善に向けては非常に必要な部分でしたので、広い施設がどこかあるか、まずそこを協議の頭に置きましてそれぞれほかの公共施設、もしくは民間の施設等と実際協議をしまいいりました。実際、案に挙がったのが民間の施設の借用、そして学校の空き教室の活用等、そしてあと、奥野田公民館の全ての部屋が借りられるかというその3点に絞って協議を進めてまいりました。そういった関係で、それぞれの協議において、他部署、学校、または民間の施設というところで協議をする中で、それぞれ時間がかかってしまった、そういう経緯でございます。

また、学校活用につきましても、かねてから、やはり先生方の働き方改革と、もしくは空き教室があるかどうか、その辺も踏まえて、なかなか協議をする上で煮詰まった協議というのがちょっと時間を要してしまったというような経緯でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

- 委員（高野浩一君） 他施設の検討が始まったのが多少前後するかもしれませんが、2年くらい前だと思うのですね。国の基準を満たしていないというのは、多分その前からあったと思うのです。2年くらい前から他施設の検討をしまして、担当課もいろいろ一生懸命やってくださったのでしようけれども、そこからは動いてきた。その前の段階のそこが、そっちのほうがかかった。動き出す前に、何で国の基準を満たしていないというところを、担当課としても理解しながら、なぜ話が進まなかったかというところの理由を伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

当委員会でご提言のほうは、既に文書で頂いたところです。やはり、奥野田児童クラブばかりではなくて、ご指摘いただいたのが多施設にわたっていたものですから、まずその優先順位をどうしたらいいかということで、関係部署といろいろ協議を進める中で、まずは奥野田児童クラブを先に検討を進めてまいりました。奥野田児童クラブにつきましては、専用教室と公民館に貸していただいている和室を足しても、国基準を満たさなかったため、それがまず優先だろうというような協議まで至るのに、ちょっと時間を要してしまったというような形になります。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 今のお話で出てきました他施設につきましては、甲州市の中で、今回、奥野田児童クラブで第2がつくられるようになりましたけれども、多施設で、今の国の基準を満たしていない施設がありますか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、専用の部屋で満たしていない施設が、今4施設ございます。あと、満たしておりませんが、公民館長にそれぞれ交渉させていただきまして、公民館で空いている会議室のほうを利用させていただく関係で、それと合わせますと、奥野田児童クラブ以外は一応、国基準を満たすというような形になっております。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。

では、奥野田小学校の生活科室のことについて幾つか伺うのですけれども、改装した内容と、あとは安全対策について、避難経路ですとか、そういったところを説明をお願いします。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

今回の条例案、そしてまた新年度の予算案として、改装費用のほうを計上させていただいているところです。その改装につきましては、まず、一番費用がかかるのが空調整備、要は冷房設備のほうを設置しますので、その冷房設備の設置及び絨毯、そしてあと備品購入等がおおむね改装する主立った事業の内容になっております。

あと、避難とかそういった緊急時の対応についてですが、まず、警備につきましても別途、児童クラブと学校を分けなくていけませんので、警備的な費用も計上しておるところです。

あと、避難経路につきましては、学校の別棟の避難基準に準じまして、何かあった場合には、まず連絡方法はどのようにするのかとか、その辺はまた運営方法を、ご議決いただいた後、8月をこのスタートと考えておりますので、それまでに検討していきたいと考えております。

以上です。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 今、安全経路のほうは分かりました。

改装内容で、絨毯とか空調とかというお話をいただきましたけれども、令和7年度で行った改装がありましたでしょうか。

○ 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

児童クラブの冷房等につきましては、松里の児童クラブ、要は松里公民館の専用室の空調修繕と、あと、神金公民館も、神金の児童クラブで利用させていただいていますので、そこのエアコン。そしてあと、井尻の公民館の、やはり同じく井尻児童クラブの空調設備の改装を行ったところで、直近ですとそのようなところでございます。

○ 委員（高野浩一君） 生活科室は。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） 生活科室は行っておりません。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 失礼しました、勘違いしていました。

生活科室を今度使うようになったときの、8月1日からという予定なのでしょうけれども。学校側との管理区分について、例えば今は公民館なので、グラウンドが使えない、体育館が使えない、プールが使えないとかいろいろあるのでしょうけれども、今度、生活科室に行ったとき、学校の中に入っていきますから、そういったものが使えるとか使えないですとか、そういったところの管理というのはどのようなふうになっていますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） 今回の条例のご議決をいただいた後に、教育委員会と子育て支援課で協定を結ぶ予定でおります。その中で備品類、そしてまた使っているほ

かの、例えば机、あと下駄箱、そういったところの備品のすみ分けを協定内であるような形で予定しております。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 確認できました。

では、その中にグラウンドですとか体育館ですとか、そういったものを所管課として中身に盛り込むという考えがあるか伺います。

○ 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

奥野田第2児童クラブの追加につきましては、学校との交渉の中で、校庭、もしくは体育館、これを利用させていただくとまでは、まだ協議のほうは行っておりませんので、あくまでも学校の敷地内にある生活科室の利用のみに視点を置いて、今回の改正、または追加を行うということで考えておるところです。

以上です。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 確認できました。

8月以降、その第1と第2に2つに分かれるのでしょうかけれども、保護者への周知方法というのはどのようなふうなものを考えていますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

保護者におかれましては、まず、今現在、4月の児童クラブの利用者につきましては、募集をかけて、もう既に申請をいただいているところです。また、夏休み前に、夏休み期間の児童クラブの利用について改めて申請をもらいますので、その際に、利用している方、もしくは学校のほうに、このような形で児童クラブが追加されますというような形で周知を行い、また申請を募り、対応したいと考えております。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 最後に伺います。

今後について伺うのですが、現状の甲州市の出生数を考慮して、そうしますと、学校側の今の教室というのは、使用率という言い方が正しいのか、学校の教室が少しずつ使わなくなるのだろうというふうに想定できます。そうすると今回のように、奥野田は学校敷地内に入っていましたけれども、そのほかの学校も、学校の近くにある児童

クラブですとか、公民館を使っているものの考え方、学校の施設、教室が空いてくる、子どもの数が減ってくる、でも、そのほかに施設管理という費用がかかってくるというところを総合して、担当課としてはどのようなお考えを持っていますか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

今回の奥野田児童クラブの協議をする前に、先ほど申し上げました、どの児童クラブを優先的にという協議は行ってまいりました。ただ一方、教育委員会との連携ということで、教育委員会のほうでは、児童は減少していますが、1人1学年単位での教室と、あと、現状では特別教室の利用等によって、現状今、学校では空き教室はないというようなことで回答をいただいているところでございます。

このような状況を鑑みて、当課としても今後の児童数の推移をやはり注視して、教育委員会とも同じように連携をしながら、どこかこういったまた空くものが現実的に今後起きてくるような状況を、常に配慮しつつ、実際に実現可能なところが出れば、すぐに協議のほうを行っていきたいというふうに当課としては考えています。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢議長。
- 議長（相沢俊行君） 確認だけ、ぜひ1点、2点。今、高野委員が質問されているとおり、小学校の施設内に新たな児童クラブが場所として提供されたというのは、これまでのうちの経緯、歴史を考えると、なかなか画期的なことだと思うのですよね。しかし、先ほどお話を聞いていると、その第2児童クラブ、本来的には生活科室だったのですけれども、その部分の備品等は先ほど課長がおっしゃったとおり、これから市教育委員会との協定はするけれども、管理について、そこを開けたり、明かりをつけたり、冷房が必要であれば冷房をつけたり、暖房を入れたり。全てのその管理は、全て学校長等、学校の管理から全く外れているという理解でいいのですね。

それともう一つ、体育館ももちろん今回は使用できないということなのですね。その確認をお願いします。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

学校とのすみ分けについてですが、先ほど申し上げました協定の中で、備品類、または下駄箱、そういったものは恐らく共有になると思います。ただ、私どものほうで用意させていただく遊具とか備品類につきましては、鍵のついたロッカー等を用意しまして、

その中で児童クラブのほうで管理をする。ですので、共用部分は恐らく廊下、または下駄箱、そういったものが共有。そして、中の備品類等は鍵のかかるロッカーを児童クラブのほうで用意して、その中で管理を行うというようなすみ分けで考えておるところです。

あと、先ほどの校庭とか、その共有をどうするかということにつきましては、現状あくまでも、今回は生活科室のみの児童クラブということでの条例制定でありますので、現状そこまでの話までは踏み込んでいないところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢議長。
- 議長（相沢俊行君） 通常、他市もそうなのですけれども、基本的に児童クラブの敷地内、あるいは教室の一部をという場合も、他市等では、5時以降きちんと学校の管理からそこは外れるというのが、明確に切り分けをして運営しているのですけれども、そういう体制に移行しなくても、これは管理運営ができるということで、今現状では学校、市教育委員会との協議等は今のところ必要なくとも運営できるという考えですね。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

議長がおっしゃられたのは、恐らく他市等の状況だと思うのですが、今回、生活科室を借りるに当たりまして、学校でも全くその生活科室が空き教室ではなくて、例えば週に何回かは生活の授業で教室を使用するそうです。ですので、例えば電気料とかそういった部分につきましては、学校のほうで切り分けができないということですので、あくまでも備品類等の管理は児童クラブでさせていただくということになってございます。

あとは、教室については学校との共用というようなことをすみ分けとしておるところでございませぬ。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませぬか。
渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 児童クラブの支援員等の配置とか、あとその対応策みたいなものを何か考えられていらっしゃいますか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

今回、奥野田児童クラブに1単位追加になりますので、国では一つの児童クラブ1単位に対して2名の支援員を設置する必要があるというようなことで、市としましても、ご

議決をいただいた後、またその協議と合わせまして支援員2名の確保に向けて、今、募
るよう、担当部署のほうとも協議を行っているところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） 今回、生活科室ということで64平米のスペースが確保されている
ということなのですが、生活科室というのは、僕も今、承知していないものです
から、建物的には例えば、もちろん別棟だと思えるのですが、プレハブだったり
か鉄筋コンクリートだったりとかという建物の形式があると思うのですが、どのような
状況の施設なのでしょう。

また、それに加えまして、今回、定員というものがもちろんあると思うのですが、第1、
第2の児童クラブの定員というのがどのようになるのかというのを教えていただきたい
と思います。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

生活科室におきましては、奥野田小学校の別棟にございます。建物自体は、私もちよっ
と今、図面等が手元にございませんで、図書室と生活科室がそれぞれ二部屋に分かれ
ておりまして、そこが1棟の建物になっている形になります。その生活科室の中には、
水道と、学校の備品としてテーブル等がある状況でして、床についてはフローリングの
タイプになっておるところであります。

あと、定員についてですが、今回、奥野田児童クラブにつきましては、第1が定員25名、
そして第2が30名を予定しておるところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） では、私のほうから1点確認をさせていただきます。

この国基準の1.65平米というものが担当課としては、実際に、ほかの施設は問題がない
ということなのですが、狭いとか広いとかどういう評価を持っているのか。甲州市と
して上乘せの基準というものを持つというような考え方はないのでしょうか、伺います。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず、国基準の1.65平米についてですが、こちらはあくまでもガイドラインに定めるものであって、この基準を満たさないと違反になるということとはございません。ただ、仮に事故が起きた場合は、これを満たしていないということが国に分かると、これはもう指導の範疇に入ってきますので、そこは十分、その1.65平米は満たさなければいけないというところは認識をしているところです。

これが広いか狭いか、認識の部分についてですが、やはり今回、昨年と今年度、アンケート調査を利用者から取りまして、私どものほうで狭いということで把握している児童クラブの利用者につきましては皆さん、「狭い」、「遊びがなかなか行えない」というようなご意見をいただいているところです。そういう点も踏まえて、今回奥野田児童クラブをきっかけに、何か子どもたちの遊び、また広さを環境改善が図れるよう、また先ほども申しあげました学校、教育委員会とも協議をしながら、学校の多機能化ということで議員からもご意見いただいて、清水教育総務課長もそこでお答えしているところがございますので、私どももそういった点も踏まえて学校と協議のほうを、よりよい児童クラブの環境改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 先ほど学校のほうは空き教室は現状はないということだったのですが、使用率の問題で、今回、奥野田第2児童クラブについては使用率が低いという部分があるから使えた。学校の施設、いろいろ注目すると、その使用率という部分で、完全に空いていないけれども、使用率というところは注目する必要があるのかなというふうに関、皆さんの質問を聞いていて感じたところですので、ぜひ学校との協議というのは、アンケート調査でも狭いというところが出ていますので、子育て支援の観点からも、甲州市として独自に考えていっていただきたいというふうに関思います。

ほかに皆さんから質疑ございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第6号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第7号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第7号 甲州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 第13条についてなのですが、虐待の防止から禁止というところに変更があったと思うのですが、これは何か職員さんのほうとかでも対応に変化とかがありますでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

この文言の変更につきましては、やはり防止という表現は、現場としても、児童の現場において、虐待は本当はあってはならないことという整理がされていますので、より強い禁止の規範であるということを明確にするためのものでありまして、これにより事業者の虐待防止につながる姿勢を厳格化する。これを厳格化することによって、私どものほうの許可をするに当たって、より強められたというようなことの認識をいただくのではないかなという状況でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 理解しました。

もう一点、第22条の2なのですが、特例保育を行うという文言がございますが、具体的にどのような事例とかがあるのか教えていただけますか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

特例的な取扱いの具体的な内容についてでございますが、例えば離島や過疎地、または震災等などにより、特例な状況によって国の基準のまま適用することが困難な場合、そういったことを想定していますので、そういった場合、この条文により弾力的な運用を認められるということで、この規定を設けたところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 甲州市では想定されない内容になるということですか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

これは離島や過疎地ばかりではなくて、当然災害はどここの市町村でも想定されますので、そういった場合、あくまでも利用定員をということで固執していると、受入れができませんので、その点での柔軟な対応という規定となります。ですので、本市でもこれは対応できると考えております。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第7号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

議案第8号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第8号 甲州市甲斐の国大和自然学校施設設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） この施設は令和6年4月からだったと思うのですが、閉鎖されていて、これまで時間が経過しているのですが、時間を要した理由というのは何があるでしょう。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

今回の設置及び管理条例の廃止に至るまでの流れでございますが、いま一度確認をさせていただきますと、令和5年6月に担当課といたしましては、今後の受水槽等の修繕に係る費用等が多額にかかることなどから、施設の休止について地元の区長さん、大和地区の区長会へご意見としてお知らせをした経緯がございます。そのときに特段、反対意見等はございませんでしたので、同じく令和5年7月の公共施設活用等検討委員会において、令和6年4月からの休止を決定したところでございます。

その後、民間譲渡等検討支援の業務等も入れまして、その中で様々議論をしまして、その調査報告を令和6年8月にも地元の区長さんにさせていただいたところでございます。その後、令和6年11月に庁内検討会議、市役所の中の会議におきまして、廃止の方向とするとともに、現施設をそのまま市の直営の管理として、倉庫的な扱い方にしていくというところを決定したところでございます。その後、翌年の2月に議員さん方の全員協議会において報告をさせていただいた経緯がございました。

その後、令和7年に移りまして、県を通じて国との財産処分についての協議を進めてまいりまして、それが思いのほか、県、国との協議にも時間を要した経緯がございまして、正式に国のほうに財産処分の報告書を受理していただいたのが昨年12月となっております。

そういった経過がございまして、今議会においての上程とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。

報告の中にありました民間譲渡等検討報告書の中に、幾つか選択肢があったのだと思うのですが、どのような選択肢が検討されて、結局廃止になりますというところを少し詳しく説明いただけますか。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

この民間譲渡等検討支援業務につきましては、令和6年2月に報告書を頂いておりまして、その中の議論といたしますと、様々な内容を調査していただいておりますが、やは

りこの公共施設の在り方が、将来的には市の計画では民間譲渡となってございましたので、まず、サウンディング型の市場調査をしていただいております。その結果、まとめといたしましては、自然学校の事業を民間事業者が独立採算を確保する上で運営するのは難しいというご意見でまとめていただいております。また、この施設を既存の施設として再活用していくのも難しいと考えられるというところの意見もいただいております。その中で対象施設の再利用という観点ではなく、地域ニーズからの事業の検討が必要と考えられますというまとめをいただいております。

その後、今後の方針案といたしましては、1つ目としまして、既存事業にとらわれない用途での民間譲渡の考え方、また2つ目として、建物を取り壊して更地にしての民間譲渡、3つ目としまして、地域のニーズに即した活用の模索という3点の方針案の提案を受けてございます。

こういった報告を受けてございまして、その後、担当課のほうでも様々検討させていただいてきた経緯がございます。考え方としては、現段階の施設のまま目的外の形で使用して、そういった保管庫、保存施設としてやっていくというのが1案でございますし、また、民間譲渡案としましては、現施設のまま無償譲渡し、目的に沿った形で使ったらどうか、また、同じ民間譲渡でも、現施設を解体して更地としてから民間譲渡したらどうかとか、市の直営にしましても、施設を解体して、ほかの目的外で使ってみてはどうかということなどを担当課としては様々検討してまいりましたが、先ほどお話ししました順序で庁内会議等もかける中で、現施設のまま目的外として、書庫・倉庫の目的で使うことが妥当という判断に至ったところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。

そうすると、自然学校のような施設というのがあそこからなくなるのですけれども、甲州市内の代替施設等、何かそういったものは案があるのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

自然学校にそのまま丸々代わる施設というのは、もちろん市のほうでも有してございせんし、民間でもそれに代わるような施設が、例えば大和地域、他の地域にあるという認識ではもちろんございません。ただ、市のほうは、同じ観光施設でありますと、同じ

通り沿いといいいますか、近くに日川溪谷レジャーセンターもございます。また、温泉を楽しんでいただく目的ですと、天目山温泉もございます。そもそも自然学校は、そこに寝泊まりするだけではなくて、そういったレジャーセンターで楽しんでいただいたり、また、湯ノ沢峠や大菩薩峠の登山を楽しんでいただいたりという目的で訪れる方も多かったものですから、そういった魅力は有してございますので、そちらのほうも含めて、観光という面では楽しんでいただければというふうに考えてございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 最後に伺いたいのは、その保管場所として今後利用をしていくのだと思うのですけれども、今の建物が、建物の中で保管するのでしょうかけれども、その環境の条件、温度ですとか湿度ですとか、耐震性ですとか、そういったところの検討、そういったところ、どのようなふうなお考えですか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今回の検討の中で、当該施設を保管目的で使う予定でございますけれども、そちらのほうは、資料等をそちらに保管する目的ですので、大きな修繕費ですとか設置費ですとか、そういったことは設けることなく、建物内に保管できるという判断でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 条例廃止ということですが、今の答弁の中で、保管を目的とする次の利用目的をお話いただきました。文化財というと、旧庁舎にあった、何ていうのですか、書籍とか物品とか、古いものもあったと思います。またいろいろ発掘されたものとか、この間撤去した石像とか、そういうものも全て含めるのか。また、大久保平倉庫にもあるものとかも全てをそこで一括で引き受けるのか、旧レックセンターにもかなり資料があると思いますが、その全てをそこで引き受けるのか、それとも分散して、今まである施設も活用しながらの保管になるのか。

それでまた、今、高野委員もおっしゃったように、耐震とか、何もいじらないでやるということは、文化財といえ、中には宝に匹敵するものもあるだろうし、重要な文献もあるだろうし、そういうものが消失してしまう恐れとか、地震で倒壊して破損してしまう恐れとか、そういうものも全部考慮した上での保管なのか。ちょっとそこだけ教えてください。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

実際、設置及び管理条例を廃止した上で、実際は生涯学習課がそこに物を持ち込むわけですので、生涯学習課と協議をしていた内容でお話しさせていただきますと、やはり今、市内の各施設に文化財等の資料が点在しているようでございます。先ほど言いました大久保平の倉庫であったり、あと旧レックセンターの体育館などにあるようでございますので、そちらを集約する目的で、敷地も建物も広いですから、そういった目的で保管をされるというふうに当課も伺っております。

○ 委員（高畑一幸君） もうちょっと地震とかの対策とか防火の対策とか、教えてください。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

耐震等の問題につきましては、特段ございませんので、今までも体育館でありますとか宿泊等々、本館で使っておりましたので、問題はございませんので、その書籍資料等を保管する上では問題がないという判断でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（飯島孝也君） 一応、私のほうから1点だけ。全部を保管庫に使うということだと思えるのですけれども、議会全体につながるのかもしれませんが、先ほど高畑委員が言ったように、各地から全て文化財を集めて、そこに一括して保存するという事なので、実際のどこからどのようなものがみたいなのを集めていくのかということをお報告いただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。そうすると、今まで逆に使っていた公共施設が空くということにもつながると思いますので、全体像をぜひご報告いただきたい。僕、質疑でもちょっと聞きましたけれども、議会に報告してもらうような形がよいのではないかと思いますので。

観光商工課に言うのがよいのか分からないですけれども、ちょっとみんな気にしているもので、ほかの施設からどういうふうにするのは、ちょっとそれはぜひ考えておいていただきたいというふうに思います。要望します。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第8号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第30号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第30号 甲州市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 今回、みなし課税者と呼ばれる方の減免ということで伺っておりますが、みなし課税者という方々はどのような所得構成や、就業形態の方を想定しているかと、また、その人数の見込みを教えてくださいませんか。

- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。

- 介護支援課長（古屋勇司君） 今回の課税対象となる方は、1号被保険者の中であって、昨年度の基準でいくと非課税者の方々が構成員となります。また、就業されている方々は、昨年度でいきますと第6段階の方々が該当されてくるかというふうに推定しています。

人数等につきましては推計が非常に難しく、厚生労働省のほうでも人数等の推計も難しく、算定額の算定も難しいということでしたが、影響額として示されているのは、約1%の影響額があるというふうに示されております。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 理解しました。

例えば同じ所得水準というか、給与所得以外の方とのすみ分けというか、公平性みたいなものは何かありますか。

- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） 給与所得者等につきまして、昨年度も給与所得者であった方々が今年も給与所得者である場合については、その方々が対象となりますので、昨年度の収入の状況と今年の収入の状況が全く変わってしまう場合にはちょっと比較ができないのですけれども、全く同じ状況の働き具合で給与所得を受けていた方々は、昨年度と同じ水準としてみなし課税とするという内容です。
- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） この問題は理解がなかなか難しいところもあるのですけれども、市民の方への周知の方法であったり、またもし市民の方から何か、反発まではいかないのですが、私は違うのかみたいなきに対する説明の整理とかはもうされているのでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） こちらの介護保険料の通知書が被保険者の方々に届くのは7月になりますので、まだ対応とかは考えていないのですけれども、事前にこういう制度があるねということでお問合せがあった場合には、このような形になりつつありますということはお伝えできますし、周知としては、ホームページなどを通じて周知を図ってまいります。
以上です。
- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（飯島孝也君） 議案第30号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上をもって当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。
ここで暫時休憩いたします。
この後、その他の案件に入ります。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時34分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。
-

その他の件について

- 委員長（飯島孝也君） それでは、その他の件について、これより質疑を行います。
介護支援課分ということで、質問のある委員は挙手をお願いいたします。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） では、質問いたします。

今、訪問介護が全国的に、事業者の廃業とか人手不足が報じられているニュースがございまして、この問題というのが、都市部よりも私たちのような地域の地方の市で多く取りざたされています。その理由としましては、訪問介護に当たりまして、その移動時間とか待機時間が収入に反映されないというところがあります。この構造が、やはり介護の人材不足を生み出しているのですけれども、その背景で質問させていただきます。

まず、本市における訪問介護において、移動と待機の負担感というものをどのような声が拾われているかお聞かせください。

- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。
○ 介護支援課長（古屋勇司君） お答えいたします。

本市における訪問介護における移動としては、市内の中心地から中山間地域までございますので、中山間地域につきましては、事業所がほぼ中心市街地にありますので、非常に遠く感じている事業所があることはご意見をいただいております。それに伴い、訪問介護でありますので、各事業所においても出勤ができるような体制を整えるために、予定がない時間においても職員を待機させているという状況も存じ上げているところです。

このような介護事業所の数々の問題につきましては、議員の方々からも請願等により、厚生労働大臣等に請求されている内容でもあります。私たちの被保険者としても、市から意見を求める場合がある場合には、事業所なりのこういう現状につきましては、介護保険料の加算等の改善を図るようには要望しておるところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
○ 委員（渡邊敬介君） 2番目の質問と同じ形になってしまうかもしれませんが、やはり

経営者側の目線と現場側の目線での負担感というのはあるというのは、今、声が上がっているというのは認識できました。

3番目の質問ですが、やはり訪問介護というのは生活上のインフラとしても今動いていると思うのですけれども、仮に今、その改善がなかなかなされずに維持ができなくなってしまった場合、その連鎖的な影響など、どのように考えていますでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） これにつきましても国のほうでは厚生労働省の管轄の中で分科会等がありまして、そこでも委員の方々から、訪問介護事業所が減っていく現状を見据えて改善するような議論が今なされているところであります。中心域外、こういう中山間地域における訪問介護においては、民間事業者がもしも存続できないようなところがあるとすれば、公的な支援をするというような意見を出されているとも聞いております。こちらのほうにつきましては、市単独ではちょっと対応できかねるところもありますし、国のほうでそのような先進的に検討して改善を図っていただいているところがありますので、そちらのほうを私たちがぜひ注視していきたいと考えています。
- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 今回やはり聞かせていただいたのが、問題が起きてからというよりは、国がベースになっているということだとは思いますが、地方自治として考えられるもの、またできることの整理だけはしておいていただきたいなという思いもありましたので、質問させていただきました。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 介護支援課については以上とさせていただきます。
次に、健康増進課の部分で質問のある委員の挙手をお願いいたします。
萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 私のほうからは、令和5年度からスタートしている骨髄移植ドナー助成事業についてお伺いしたいと思います。

こちらの制度がスタートして数年たっているわけですが、その実際の利用実績であるとか、また、最近ドナーを、この制度自体もドナーを広げていきたいという目的もあったと思うのですが、実際そのドナー登録をする際に採血をして、そこで確認をする中でドナー登録をするわけですが、最近、無採血というのでしょうか、血液を採らなくても、適合性とかそういった部分での判断ができるような方法も広がってきてい

る、2026年からスタートするというような情報もあるとは思いますが、そういったものをご存じであるのかとか、あとは市民に対しても、そういった新しい無採血の確認方法というものをどのような形でまた周知していくことの中でできるだけドナーを確保していくという取組が必要だと思っておりますが、その辺の考え方について伺いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

まず1点目にご質問いただいた実績でありますけれども、今、委員おっしゃいましたとおり、令和5年度にこの制度を本市では開始しておりますが、それ以降、助成の実績自体はございません。

2点目の無採血等の方法が新たにできたという点でございますけれども、今お話しいただいたとおり、これは広く様々な方から骨髄移植のドナーになっていただくことを後押しするという事で、これが費用面の負担や、例えば勤務されている方はお仕事を休んでのかなり長期間、1日で終わりではなくて、時間を要することありますので、そういったところの助成であるのですけれども、なかなか実際にはどなたでもこれに登録いただけるという状況ではございませんので、また、市ではホームページ等を通じまして、新たなそういった方法が始まる際には周知のほうを進めて、また、相談の方があれば丁寧に対応していきたいという、そんな考えでおります。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 引き続き周知であるとか丁寧な説明のほうをまたよろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 健康増進課のその他案件については以上となります。

続きまして、観光商工課、質問のある委員の挙手をお願いいたします。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 観光ボランティアガイドについて伺います。

観光ボランティアガイドがいろいろな場面や事業で、市の開設しているような事業に協力をしていただいているのですけれども、現状の活動内容と課題について伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

観光ボランティアガイドの現在の活動内容につきましては、観光客からガイドの派遣依

頼を受け、甲州市ボランティアガイド登録者、現在は2団体ございます。1つがNPO法人甲州市観光ボランティアガイドの会と、もう1つが勝沼コンシェルジュでございます。この2団体へ派遣要請を行い、ガイドを行っております。

令和6年度の実績としましては、甲州市観光ボランティアガイドの会への依頼が59件、勝沼コンシェルジュへの依頼が17件となっております。甲州市観光ボランティアガイドの会の令和6年度に活動していただいた方の会員さんは16名となっております。勝沼コンシェルジュにつきましては10名でございます。

課題といたしましては、やはりボランティアガイドの高齢化が挙げられます。年齢が高い方も元気に活動していただくことはもちろん喜ばしいことではございますが、なかなか若い世代の新規の入会者がいないのが課題でございます。そのため本市では、山梨英和大学の協力のもと、大学の公開講座として甲州市おもてなし講座、今年度2回開催してございますが、その受講生の中で、特に学生や社会人の方の中で本市の観光ガイドに興味がある方を甲州市おもてなしボランティアガイド養成講座の受講へとつなげるような事業を行っております。

ただ、このおもてなし講座もガイド養成講座も、少し生涯学習的な色合いが強くなってきてございまして、受講していただく皆様の学ぶ意欲といたしますか、やる気はもちろんあって、講座を受けていただいているのですが、それが観光ガイドにまでつながるかというのはちょっと今難しいのが現状でございます。

今後は、甲州市観光ボランティアガイドの会と勝沼コンシェルジュの両団体とも意見交換や協議をさせていただきながら、人材の確保や、また、ガイドの認定方法についても検討していきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 今の答弁の中に、ちょっと次の質問に関わってくるのですけれども、観光業のほうにあまり視点が向かないというところで、ほかの地方を見ると、観光ボランティアを生業にする、そこから収入を得るといような活動をしているところもあります。本市では、今の観光ボランティアというのが、それが進化するのか、別の事業なのかは別として、そういう観光ボランティアが生業になっていくといような、そういうお考えはあるのか、必要と考えるのか伺います。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

観光ボランティアガイドをさらに充実させ、来訪者の満足度を上げていくことはホスピタリティの向上等にもつながりますので、非常に観光立市としてのレベルが上がっていくものというふうに考えてございますが、そのためにこの観光ガイド業を生業としていくためには、現段階では幾つか課題があるというふうに認識をしております。

まずその1つ目としましては、先ほど申しましたガイドの高齢化の問題でございます。ガイドさんがどうしても、今までを見ておりますと、リタイア後にガイドになられる方が多いので、あくまでも老後のボランティア的な形が定着をしております。

また、2つ目としましては、現在、ガイドさんはガイド1名につき2,000円程度のガソリン代等の費用弁償を頂いておりますが、今後、有料化したときの観光客の需要がどれぐらいあり、有料化に対する満足度はどうなのか。また、こういった観光ガイドさんがその場でガイドするだけではなくて、ガイドタクシー的な役割を担うような発展的な考えをするのであれば、法令関係であるとか、また既存のタクシー会社さんとの連携であるとか、また協力、さらには今後考えられるライドシェア的な検討も総合的に必要になっていくのではないかとこのように考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 甲州市が観光の重要なものというふうに位置づけていますので、ぜひ課長の答弁にあったように、担当課としてそういう方向も見据えながら今後業務に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質問は、観光商工課分でございます。
- 委員（渡邊敬介君） 市長の施政方針にも甲州市ワイン振興計画というのが、また来年度も出されると思うのですけれども、それについて少しお話を伺えればと思います。

ワイン自体は、本市の基幹産業となっております、観光資源の1つにもなっていると思うのですけれども、やはり担い手不足であるとか、あと原料の確保といったものが大事となってくると思います。そういった点から3つの視点でちょっとお話を聞きたいのですが、まず農業振興の観点というところで、ワインの原材料のブドウの安定生産というところで、現在の作付面積や生産量についてお伺いしたいと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

ワインの原料用ブドウにつきましては、毎年、市内のワイナリーさんに調査を行っておりまして、作付面積、生産量とも減少傾向にはございますが、ワイナリーの需要に対して、現状はおおむね十分な供給量を維持しているというふうに判断をしております。

ただ、このワイナリーへの調査につきましては、もちろん任意でございますので、必ずしも全体の数値を正確に把握しているわけではございませんので、その辺の完全な現状把握に至っていないという点も課題の一つでございます。

ちなみに令和7年度、今年度の調査結果につきましては、作付面積が239.21ヘクタール、収穫量が1,669.8トン、圃場数は1,743でございました。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 続きまして、原料用ブドウの担い手の育成であるとか、また新規就農者の支援の具体策について伺います。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

ブドウ栽培につきましては、ワイン原料ブドウ栽培に特化した支援策でございますと、2点ほどございます。まず1つが圃場の棚等の修繕費の補助であります甲州市ワイン原料用甲州種ブドウ生産支援事業が1つございます。さらにもう1つが勝沼ワイン協会や塩山ワインクラブを通じて、甲州ブドウの苗木購入補助を行います甲州市ワイン原料用甲州種ブドウ苗木供給対策事業の2事業がございます。

その他、今後展開していく支援策等につきましては、勝沼ワイン協会さんや塩山ワインクラブさん、また、JAさんや生産農家さん等と随時協議をする中で、今検討しているのが現状でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質問はございますか。
渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 続きまして、今この項目でちょっと4つ上げているのですが、3と4を今、ワイナリーの方とも連携しているという話もあったので、今後の中長期的な原料の確保というか、イメージをもう一度教えていただけますでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） 質問3、4が一緒ということでございますので、まずワイナリーと農家の契約栽培や安定取引への支援的なお話からさせていただきますと、まず、ワイン原料ブドウの安定供給を目的としました甲州市ぶどう・ワイン産地確立会議

により、栽培農家、JAによりブドウ生産者側とワイナリー側との協議の場を設けてございまして、栽培や取引価格などのワイン産業に関する諸問題について協議をさせていただいております。今年度も2回、その会議を行い、今月中に3回目を行う予定でございます。

会議の中での生産農家、JA側の意見としましては、その一部を紹介させていただきますと、生産農家さんの営農計画上の原料ブドウの割合の問題でありますとか、シャインマスカット等の生食用ブドウ生産との兼ね合いの問題、また、作業の手間と収益性の問題についてのご意見等があり、ブドウの収穫量が多くなったときに市内ワイナリーさんが全量買取りができるのかなどのご意見もいただいているところでございます。

また、ワイナリー側からは、各ワイナリーの経営方針がもちろん違いますので、またワイナリー側の捉え方もまちまちではございますが、人口減少やアルコール離れによります今後のワイン醸造量の問題や、一般的にはワインが売れなくなってきているのご意見もございます。さらには、原料ブドウを安く仕入れたテーブルワインの醸造に重点を置くワイナリーもあれば、高品質原料ブドウにこだわり、高価格帯のワインを醸造するワイナリーもございますので、ワイナリーごとに原料ブドウへのアプローチが変わってきているのも現状でございます。

そのような中で、どのような方法や手段により安定取引が可能であるのか模索をしているところではございますし、またその辺は来年度策定予定でございます第2次ワイン振興計画において、原料ブドウの確保というのは大きなテーマの一つになるというふうに考えてございます。

この甲州市ぶどう・ワイン産地確立会議等の意見を集約させていただきますと、まずはワイナリー側がどれぐらいの量の原料ブドウが将来にわたって必要かをより明確にしていけないと、供給量は決まっていけないものではないかというふうに考えてございます。ただ、各ワイナリーの醸造計画は、必ずしもオープンにされているものばかりではございませんので、具体的に行政側が把握しにくいのが現状でございます。また、温暖化等の影響もございまして、市外、県外の原料ブドウを購入するワイナリーもある程度存在すると思われまして、自社畑を増やすワイナリーもあるようですので、原料調達の全体像がつかみにくいのが現状でもあります。

一方、生産農家側も、今後、ワイン原料ブドウの生産をどのように考えていただけるかが課題だと考えております。これは単に価格の問題なのか、手間の問題なのか、営農計

画、様々な品種を栽培されていると思いますが、原料ブドウがメインとなる営農計画を立てている農家は限られているのではないかと推察されますので、農家の営農計画の動向も見守る必要があると考えております。

その中で、ワイン産業発祥の地としまして、原料ブドウの確保支援を進めていく考えについてですが、市が支援する効果的な支援メニューが見つければ、積極的に支援をしていきたいと考えているところではございますが、具体策の検討はまだまだこれからの状況でございます。いずれにしても良質な原料を求めるワイナリーの意見や原料ブドウから単価のより高い生食用ブドウへの改植の増加に対する生産農家さんの意見なども出てきておりますので、両者の意見を参考にしながら会議等での協議を継続することにより、今後の戦略を見極めていきたいというふうに考えてございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 今、ワインの販売数の話もあったのですけれども、それに続いて市長よりまた販路拡大とかそういったお話もあったところで、産業振興の観点というところで、甲州市のワインをどのようにブランドの価値を高めていくかといったところでの質問をさせていただきます。

まず一つ目に、原産地表示や品質認証制度の活用状況について、どのような状況か教えてください。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

まず、原産地呼称ワイン認証制度についてでございますが、これは平成20年に条例化し、スタートしてきております。この制度は、市内ワイナリーが生産したワインの原料ブドウの生産地を消費者に保証するものであり、良質な原料ブドウの生産拡大やワイン産業全体の振興を図ることを目的としております。

今年度まで242銘柄を認証してきておりますが、近年は減少傾向にございます。これは認証取得後の販路や販売の優位性がないなどの問題があり、マーケティングにつながっていないのが課題の一つと考えております。ワインを愛飲していただく全国の消費者の多くが産地を重要視していない、ヨーロッパと違って、そのようなワイン文化が醸成していないのも要因の一つであるというふうに分析をしております。

実際にワイナリー醸造責任者等に意見をお聞きしますと、出品のタイミングが合わない、糖度等の基準が厳しいなどのご意見がございました。ただ、認証審査委員との意見交換

では、甲州ワインが世界に近づくためには必要な施策であり、先進地の自治体である甲州市がやることに意義があり、安易に基準を下げる、緩和することは好ましくないとの意見もいただいております。ほかにも、畑をしっかりと限定しておりますので、ワインの生産本数が限られ、販売量に直結しないとの意見やワインの初心者の方がワインをお買い求めになる際の本当にストライクのワインであることは間違いございませんので、そういった面での信頼感はあるとの意見もいただいております。

一方、ワインの品質審査会につきましては、現在、ぶどうの丘で販売するワインの品質審査会の意味合いが強くなっており、出品されたワインや合格したワインがぶどうの丘のワイン販売戦略と合致しない面もあり、その趣旨や目的に今一度立ち返る必要があると思われまます。

この制度は、旧勝沼町時代から続く制度であり、各ワイナリーのワインの品質を向上させてきた歴史があり、産地勝沼を支えてきた制度でありますので、その在り方については来年度の甲州市ワイン振興計画策定時の検討項目にする予定でございます。また、G I 制度につきましては、2013年に我が国で初のワインの地理的表示でありますG I 山梨がスタートしておりますが、G I 勝沼への取組につきましては、現在、勝沼ワイン協会が協議を進めており、その経過を見守っているところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 現在における海外への展開、輸出促進への取組などありましたら教えてください。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

海外への展開につきましては、山梨県ワイン酒造協同組合が中心となって実施をしております山梨ワイン海外プロモーション事業、K O J の取組に15年以上前から本市は協力をしており、K O J につきましては、昨年度まではロンドンプロモーションを中心に実施してまいりました。ワインのヨーロッパでの主な生産国につきましては、フランス、イタリア、スペイン等でございますが、世界のマーケットの中心はイギリスとロンドンであり、山梨のワインがロンドンで認められることが海外輸出事業においては重要であると考え、ロンドンを中心にプロモーションを行ってきた経緯がございます。

現在は山梨県内9つのワイナリーが参加しており、うち市内ワイナリーは7社が参加し

ております。今年度からK O Jの事業が第2ステージに入りまして、世界的に有名なワイン雑誌への甲州ワインの掲載やシンガポールへのプロモーションも開始されておりますので、さらなる進展が期待されるところでございます。また、今月下旬には、山梨県、県の事業としまして、マスター・オブ・ワインの招聘事業が行われるため、県のワイン担当部署とも連携を取り、情報共有をするように努めております。

そのほかの輸出促進の取組につきましては、一昨年、独立行政法人日本貿易振興機構、ジェトロ山梨と協定を結び、輸出関係の情報交換を行うとともに、市内ワイナリーに対してアドバイザーの派遣などを積極的に行ってもらっておるところでございます。これからもジェトロ山梨との関係性を深め、輸出事業の支援に努めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 続きまして、ワインツーリズムとの連携状況を教えてください。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

ワインツーリズムは、本市は峡東地域の秋の風物詩として定着してきており、一般社団法人ワインツーリズムが主催となっております。市内ワイナリーは積極的に連携しておりますが、本市としましては、補助金の交付等の直接的な支援、関与は行ってはおりません。ただ、一般社団法人ワインツーリズムと本市は県が事務局を務めます峡東地域ワインリゾート推進協議会の構成メンバーでありますので、随時開催される会議等において、ワインツーリズムのイベントの予定や状況を把握し、市管理施設の貸出し等、協力体制の構築により連携を取っております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 市として目指すブランド戦略の方向性などはありますか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

本市のイメージについてアンケート調査等を行いますと、市の特色としては、必ずワインが出てくる、本市はワインのまちでございます。そのワインを生かしたまちづくりを展開するためには、先ほどから話が出ておりますが、原料ブドウの確保や海外を含めた販路の拡大、開拓が必要であると考えております。

そのためには、市外のワイナリーとの競合に勝ち抜くことや、さらに北海道や長野など

の新興他産地との競争に勝ち抜いていくことが重要であると考えております。品質審査会や原産地呼称ワインなどにより、品質的には本市のワインは高品質であると自負しておりますので、今まで以上に、歴史や文化、技術力の高さをいかに打ち出していくかがポイントになるというふうに思われます。

甲州市原産地呼称ワイン認証制度など、市内で生産された原料ブドウで市内ワイナリーが醸造したワインを地域特性ブランドとして継続していく必要があると考え、ワインにまつわる150年の歴史や文化を有している地域特性を生かして、また、世界農業遺産や日本遺産も強みの一つと捉え、ワイン振興を行うべきと考えています。また、市内には日本でも有数のワインの関係者が多数いらっしゃいますので、関係者の皆様のご意見もいただきながら方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、来年度策定の甲州市ワイン振興計画により、ワイン振興方針等は決めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 次に、本市は甲州市甲州ワインによる乾杯の推進等普及促進に関する条例というものがございます。10月10日が甲州ワインの日ということですが、なかなか市民に乾杯条例が広がっていないのかなど。そこは、アルコールを飲まない人が増えているというところもあるかとは思いますが、こちらについてもう一度確認させていただきたいのですが、まず、市として市民への認知度はどの程度であるか把握されているかをお願いします。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

この条例につきましては、今から12年前の平成26年に制定をさせていただきまして、高野正誠、土屋龍憲の2人の青年が横浜港からフランスに渡りました10月10日を甲州ワインの日として、市民は甲州ワインによる乾杯の習慣をつけ、消費拡大に貢献していくものとしたところであります。

条例施行から12年がたち、認知度が低くなってきていると感じるところでございしますが、ワインがあくまでもアルコールを愛飲される方の嗜好品であるという観点から、先ほども申しましたアルコール離れの現状や、そのほかのビールやハイボールなどのアルコールを好まれる方も多くいらっしゃるなどから、普及促進のための認知度は上がっていないものと分析をしております。ちなみに私も下戸でございしますので、日々条例違反

の状態でございます、そういった市民も一定数いらっしゃるということも認識してございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 何か具体的な普及活動というのは行っていないということでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

具体的な普及活動についてでございますが、条例施行当時はマスコミへの投げかけ等によりメディアに取り上げていただく機会も多く、新聞紙上等で紹介されることにより、市民へも広く周知をしてきたところでございます。また、その条例制定当初は「甲州ワインで乾杯」のポスターを作成し、市内でワインを取り扱っておられる飲食店に配布をし、掲示をしてもらうことにより周知を行ってまいりました。また、条例制定のちょうど1年後、平成27年の秋には、「甲州ワイン飲めます」のタペストリーを飲食店用に作成し配布させていただくことにより、甲州ワインの消費拡大に向けた活動を行ってきた経緯がございます。

また、本年度に目を向けますと、ただいま作成しておりますグルメマップ甲州には、ワインを飲める店舗についての表記を入れるなどの工夫も現在はさせていただいております。ただ、市内飲食店でのワインの品ぞろえ、ラインアップには限界があることや、やはり嗜好品として飲食店でワインを選択せずに、ウーロン茶の好きな方もいらっしゃいますので、ワインを選択される方が少数でありますので、普及はまだまだ限定的であるというふうに感じております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 次に、若い世代や観光客への発信、また周知に関して強化すべき策などありましたら教えてください。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

ワインを目的に本市を来訪される観光客の皆様には、よりワインを楽しんでいただくことが肝要で、その他の観光資源である、例えば山岳登山や神社仏閣などを目的にお見えになった観光客の皆様にもワインを楽しんでいただく機会を与え、例えばお土産等をお買い求めいただくなどが大切かというふう考えております。

また、若い世代をはじめとした様々な方には、ワイン教室やセミナー等によりワインを口にしていただく機会を提供していくことも大切であると考えています。ワイナリー関係者等の中には、ワインセミナーの講師を務めていただく方は市内にたくさんいらっしゃいますので、機会を創出していきたいというふうに考えております。

あと、今月の1日にも親子を対象としましたワインテーブルマナー教室をぶどうの丘に協力をいただく中で開催し、好評を得ております。そういった丁寧な取組を増やしていくことも大切であると考えております。

ほかにも、先ほど話が出ました観光ボランティアガイドさんによる案内ですとか、市SNS等への積極的な投稿・発信などが考えられるところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） このテーマ最後になりますが、今後の文化政策としての位置づけを教えてください。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

条例制定の背景、歴史につきましては、ブドウ農家とその昔、自家用のワインを醸造し、一升瓶のブドウ酒を茶碗で飲んでいた、そのような時代から来ております。ワインは、先ほどから申しておりますとおり、市の特色でありますので、まちづくりには大いに生かしていくべきと考えております。文化としてさらに色濃く根づいていくためには、地域の方が原料ブドウを栽培し、地域のワイナリーがワインを醸造していくことが大切だと考えますので、地元での消費拡大も含め、まずは地域でのワインを大切に考えていきたいところであります。その積み重ねた歴史が文化となり定着していくものと考えております。ワイン振興計画の中でも、その辺を整理していきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 次の質問、渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） 先ほど三つ目の質問のところで、土屋氏と高野氏のお話も課長のほうから出していただいたのですが、間もなく日本ワインの発祥の地として150周年という節目が来るかと思うのですけれども、そちらに関しまして、やはり本市の歴史という部分や、また郷土の誇りという部分に関しまして、ちょっとお伺いしたいところがございます。

市として150周年を迎えるに当たったとき、何か事業などを計画しているかお聞かせく

ださい。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

フランスへ渡られたのが1877年10月10日でございますので、そこから150年ですので、2027年度、令和9年度を本市では150周年と位置づける予定でございます。ですので、再来年度になりますので、記念的な事業の展開についてはもちろん何か行っていきたいというふうに考えているところでございますが、実施内容や予算規模につきましては、これから様々な協議を重ねて練り上げていきたいというふうに考えております。

○ 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

○ 委員（渡邊敬介君） 同じ回答になってしまうかもしれませんが、やはり先人の方々の功績を広く市民、もしくは全国にPRする発信の予定とかはございますでしょうか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほど申しました高野正誠、土屋龍憲の2人の青年のことですとか、また、宮光園の宮崎光太郎などの先人の偉業を市民や全国に広めていくことも記念事業の一つとして考えられますので、その辺も含めて広く考えていきたいというふうに思います。

○ 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

○ 委員（渡邊敬介君） もう一点、やはり地元の子どもや若い世代の方々にそういった甲州の歴史を学ぶ機会といったものを設ける予定はありますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほどから申していますとおり、150年という節目の年でございますので、関係部署とも相談をさせていただく中で、市内の子どもたちがワインのまちとして改めて誇りを持てるようなきっかけとなるように考えていきたいと思っておりますので、このこともこれからの検討内容の一つとさせていただきたいと思っております。

○ 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。

○ 委員（渡邊敬介君） さきの質問では、ワインの原料や販路の質問をさせていただいたのですが、今度、文化振興という部分の観点から、やはり本市が目指すワイン文化といったものの方向性を教えてください。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほどからの答弁の繰り返しになる部分もございますが、まず、ワイン振興につきましては、ワイン産業発祥の地としての責務があるというふうに感じてございます。このワイン産業をさらに発展させ、日本だけでなく世界にも発信していくべきというふうには考えてございます。

また、その内容的には、原料ブドウの確保からブランド化の推進、販路の拡大など課題も数多くございますが、これらを克服していく中で、ワインのまちとしてまちづくりを推進することが一つの方向性であるというふうに考えてございます。

第2次ワイン振興計画につきましても、これまでのワイン振興計画に沿った事業として進めてきたテノワールやトレーサビリティを軸とした施策は踏襲した中で、策定を進めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） この後2つ質問を用意してあったのですけれども、重複する内容があるかと思しますので、割愛させていただければと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 追加で観光商工課のほうにぐるりんのことで質問があるということです。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） こちらは市民の方の声もあるのでちょっとお伺いしたいのですが、今、ぐるりんの活用というところで、2次交通というところで、当初の予算でもまた上がってきていると思うのですが、問題としまして、ぐるりんの活用、利用規約にも飲酒等は禁止というところがあるのですけれども、やはりワイナリー巡りとかで使う方がいらっしゃると思うのですが、レストランに入ったときに、ぐるりんに乗っているのですけれども、お酒を飲んでしまうといったケースがゼロではないと。実際レストランの側の方々も自転車できているのは分かるので、お断りしなくてはならないときもある。けれども、断るにもやはり引けてしまうようなときもあるようなのですけれども、まずその観点から質問させていただきます。

ぐるりんの利用目的として、ワイナリー巡り等の観光利用はいま一度、どのように想定されていますでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

まず、ぐるりんの設置目的としましては、市民、観光客、その他本市を訪れる方の移動の利便性を図り、もって健康増進、観光の振興及び交流の促進に資するためというふうになってございます。現在、市民の利用はほとんどございませんので、利用者は観光客、その他本市を訪れる方がほぼ全員であるということでありますので、目的としてはほとんどが観光であるというふうに判断をしております。

また、レンタサイクルがどの場所を訪問したかを逐一確認はしてございませんが、先日の予算決算常任委員会で、レンタサイクルの資料の提出がございましたので、そちらの資料にもございますが、直近の令和6年度の実績におきましては、レンタサイクル全体の貸出数、令和6年度1,781台のうちワイナリーを多く占めております勝沼地域の貸出数がそのうちの64.5%となっておりますので、ある程度の方はワイナリーに立ち寄られているのではというふうに推察はしてございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員、お酒を飲んでいる人がゼロではないということ、公式にゼロではないだろうというのはちょっと質問として問題があるのかもしれないので、飲酒の防止の観点からどういう取組をしているかというような質問ということで、ちょっと訂正していただいたほうがいいと思います。お願いします。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 先ほど質問の冒頭で、飲酒の可能性がゼロではないという言い方をしてしまいましたが、防止の観点からという点で確認させていただきたいと思います。

質問2に入ります。

ぐるりんの利用時に飲酒運転防止に関する注意喚起やルール説明などはどのように行われていますでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

昨今、重大な事故等を引き起こすおそれのある飲酒運転に対する取締りは厳しくなってきました。車だけでなく自転車においても飲酒運転や酒気帯び運転での検挙が目立つようになってきております。

レンタサイクルを利用される方に万が一にも飲酒運転とならないよう、観光協会ホームページ等での周知やレンタサイクル駐輪場への飲酒運転禁止の看板設置、レンタサイクル本体ですね、貸出用の自転車にステッカーの貼付を行い、注意を促しているところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） これまでに事故やトラブルなど事例はございますでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

レンタサイクルを使用する事故やトラブルは、例えば昨年ちょっと新聞にも出たことがありましたけれども、坂道のカーブ等での転倒等の事故は年数件はございます。そういう報告を受け、また保険を適用したりする事務処理は当課のほうで行ってございますが、特段、飲酒運転に絡む事故という報告は受けてはございません。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） この質問の最初にも伝えたのですが、やはり食堂やレストランの側からしてみると、提供した側のマイナスが大きくなるケースがございます。その中で、やはりぐるりんの利用、またワイナリー観光の両立を図る上で、飲酒運転防止に関する取組の強化をする予定はありますでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、私は飲酒をしませんので、特段思い入れが弱いところではございますが、職務としてちゃんと考えてまいりますと、本市は先ほどから申しておりますとおり、ワインを売りにしている市でございます。また、本市を訪れる観光客の83.9%は自家用車でお見えになっておりますので、自転車のみならず車やバイクも含めて飲酒運転の撲滅には最大限気を配るべきだというふうに考えてございます。

このため、先ほどからご指摘のレンタサイクル利用者につきましては、飲酒後の利用はしないよう周知をしておりますが、先ほどからの周知活動以外に、レンタサイクル等に乗る人側からだけでなく、市内ワイナリーへのポスターの配布の徹底やワイン協会の会議などでの周知を行い、また、ワインを提供するようなイベントの際には、必ず飲酒運転の禁止の看板を出すなどの活動を行っておりますので、それを今後徹底してまいります。さらに、甲州市商工会等にも協力を依頼し、ワイナリーだけでなく飲食店にも周知を徹底する中で、飲酒運転の撲滅を図っていきたいというふうに考えてございます。

- 委員長（飯島孝也君） ぐるりんについては以上といたします。

続いて、農林振興課の部分で質問ありましたら挙手をお願いします。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 人・農地プランについて伺います。

この人・農地プランというのは、農林水産省が進めている施策でして、各自治体にそれを下ろして、自治体が行っているというふうに承知しておりますが、本市の取組はどのような状況になっているか伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 高野委員の質問にお答えいたします。

人・農地プランにつきましては、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改定に伴い、地域計画へと変更になっております。具体的には、10年後の農用地の利用の姿をイメージするものでありまして、本市におきましては、現状の農用地の利用を10年後の目標として位置づけているところであります。本市につきましては、果樹栽培が中心でありまして、農地が小区画化で分散しているのが特徴であります。市の農業委員の皆さんにつきましては、基礎活動とは別に実施しております最適化活動では、農地の出し手と受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等が主な活動内容となっております。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会の最適化活動は重要であり、各委員さんは活動の中での情報によりまして、遊休荒廃農地の未然防止や解消、農地の集約化につながっております。さらに、市や県単独の補助制度を有効に活用しながら、有効な農地利用が図られるものと考えております。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。

実例として耳にしていることがあるのですが、親や親戚がお亡くなりになったときに、その土地を相続するというケースがあります。親の土地は、見たり、聞いたりしたことがあるのでしようけれども、親戚の土地を相続してしまった場合、それを、畑をやりたい人がいるから貸せるとか、買いたい人がいるから売るとか、そういった権利は、その相続した人が持っていて、その人の判断でやっていくことなのではいでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

農地の貸借の契約については、相続登記の契約には、委員がおっしゃったように相続人がいて、まだ未登記であるという解釈でよろしければ、法定相続人の過半数の同意が必

要となります。また、売却については、農地の所有者が明確でなければならないということになっております。ですので、相続登記をすることが原則であります。その後、所有者の移転の手続を踏む流れとなります。

こちらにつきましては、令和6年4月1日から相続登記の申請は義務化になっております。相続では、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行う必要があります。農林振興課としては、税務課と連携する中で、農地や林地も含めてなのですが、所有している相続人に対して、登記後の名義変更の手続の案内を窓口で行っているところであります。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。ありがとうございます。

そういう何か、農林振興課からお手紙をもらった際に、なかなかちょっと難しくて分からないときの相談先というのは、農林振興課とか農業委員とかでよいのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 農地の貸借とか含めて、一緒に農業委員会のほうに来ていただければ対応したいと思いますので、よろしくお願いします。
- 委員長（飯島孝也君） 農林振興課についての質疑は打ち切ります。

続いて、建設課の分で質問のある方は挙手をお願いいたします。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 塩山駅周辺整備計画について2つ伺います。

まず一つ目が、南口の道路整備やホテル建設に伴う今後の開発プランということで、これまで市長の施政方針ですとか、多くの議員が一般質問でも道路のことですとかホテル建設のことに言及していますけれども、改めてその計画と、それに伴う本市が考えている開発プランについて伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 高野委員の質問にお答えいたします。

まずは塩山駅周辺の南口道路整備の計画につきましては、県道整備の観点より、現行の白井甲州線のバイパス化として事業を行います。また、ホテル建設につきましては、駅周辺の活性化を図る観点から、今まで誘致に取り組んできていたところであります。

開発のプランについてですけれども、本市における開発等のプランというものはございませんが、甲州市立地適正化計画、この中の運用というところで、住居、それから施設等の誘導を行っていることから、道路、ホテルの整備により、民間投資の活性化につながる様々な開発等に大きく期待を寄せているところであります。

市民にとっては生活等の利便性の機能向上が図られていくものと考えており、また、民間の開発プランとしては、既にホテル以外の民間企業の本社移転、それからまた、新規参入を検討している企業からの聞き取りや相談等を今現在受けているところであります。

このような状況から、基本的に市が取り組むプラン等は、先ほど言ったとおり、ないですが、積極的に道路が空く、ホテルが建つということで、その周辺にそれぞれの企業とか、今言った居住の誘導等、積極的に相談に乗って、今後、南口の発展につながるよう努めていく考えでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 確認できました。

二つ目が、同じく駅周辺、北口のことなのですが、これも都市計画道路の整備なのですが、西関東道路の岩手ランプから来た道と、そのあとは北口からのその道の連携ですね。それに伴う本市の開発のプランを伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

塩山駅北口には、今現在、都市計画決定されている塩山駅上り曾線がございます。市としましては、まず現在、駅南口の都市計画道路を先導的に整備していくと議会でも答弁をさせていただいておりますが、今現在もそのとおりでございます。

岩手ランプから本市へ接続する県道整備につきましては、現在、県において事業化に向けた検討が進められております。このアクセス道路ですが、現在、県でルート案は検討中でございます。これも近く決まる方向性で今動いているところです。

なお、北口都市計画道路との連携に加え、南口の都市計画道路を併せ、駅を中心とした道路ネットワークの強化につながるということを強く認識しています。将来的に駅の北口、南口周辺の都市基盤整備の進展により、民間投資による開発等の動きが広がり、駅周辺の機能向上、先ほど言いました活性化等で、岩手アクセス道路沿いに本線が決定したルート案の中で新たな企業進出や、それから土地利用につながっていくものを非常に期待しておるところでございます。

先ほどと同じく、市が考える開発というものは、やはり基本的には存在しません。こういった企業等から今注目を集めているところでありますので、このアクセス道路、これについても今後、周辺の開発等に大きな期待を寄せておるところであります。

- 委員長（飯島孝也君） 建設課についての質問を打ち切ります。

続きまして、上下水道課について。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） よろしくお願ひします。

午前中の議案第2号でも審査があったのですが、下水道の料金の改定がある中で、やはり上下水道というものの維持管理というのはかなり多額な費用がかかるというふうな条件があると思います。そういう中で、今回ウォーターPPPという、国が進める制度だと思ふのですけれども、こういったものがあるということを知ったわけですが、実際、具体的な内容とか、もしかしたらその先に水道民営化というようなところにつながるのかなというところも思うところがあるものですから、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

- 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えさせていただきます。

委員さんがおっしゃったウォーターPPPというのは、PPPの下水道部門に関わるPPPでございまして、知っていらっしゃると思いますが、民間と官との連携で事業を運営しているということでありまして、よく言われるPFIというのは、その中の一部でございまして。ウォーターPPPにつきましては、先ほど午前中の答弁にもありましたが、下水道部門で非常にコストがかかるということで、少しでもこれを緩和していかうことで行うものでございまして。

本市につきましては、本市独自でPPPを行うこととは考えておらず、県、それからほかの市と一緒に、広域化、共同化として行うこととしています。理由は、小規模過ぎて受け手がないということでございます。

また現在、山梨県においてウォーターPPP、下水道部門のPPPでございまして、県が管理している峡東、桂川、釜無、富士北麓、4流域下水道がございまして、これをPPP、いろいろな種類がありますが、管理と更新を一体型マネジメントしていく方式にするということで導入が決定しまして、市町村もその仲間に入らないかということで打診がありました。私どもは広域化、共同化も進めておりますので、この中に本市、それ

から他市の管路、マンホールポンプの維持管理につきましても混ぜてもらいまして、広域的なPPPとするよう現在、県と協議しているところでございます。

県のほうでは、民間の意見を聞きながら、どういう条件だったら民間が受注できるかというのを今探っているところですので、そのことをサウンディングと呼びますが、それを今盛んにやっている最中です。逐次、進捗については報告をもらっているところでございます。まだやっている最中ですので、結果は出ていませんが、出次第、議会のほうにも報告をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 県のほうではもう導入が決まっているということですね。ではまた、いずれにしろその進捗については、議会というか委員会のほうにも報告いただけると助かります。よろしく願います。
- 委員長（飯島孝也君） 杉野上下水道課長、ついでというところであれですけども、上水道のほうも同じようにPPPというものがあるのでしょうか。

杉野上下水道課長。

- 上下水道課長（杉野 栄君） 上水道については、民間委託というのも十分考えておりまして、上水道については峡東地域広域水道企業団として、山梨市、笛吹市、甲州市で1団体をつくっております。議会もその中でございますが、琴川ダムの水をその浄水場を経まして3市に分配しているということで、もう既にその団体がつくっておりますので、その中で協力できるものは協力していこうということでございます。

何分、市独自でやっております、たまたま琴川の水だけを分けておりますので、管路がくっついているわけではございませんので、3市合わせて適切な配水池の位置とかも今後話し合っていくことになっておりまして、大体1か月に1回ぐらい話合いがありますので、そこで順次できることから進めていこうということでございます。

また、峡東地域広域水道企業団だけでは小さ過ぎますので、県全体で広域化、共同化というのも考えています。その一例が衛星を使った広域的な漏水調査で、令和8年度、議会から承認をもらって、今進めております。

そういったように、小さいエリアでの広域化、それから県全体での水道の広域化も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

上下水道課についてのその他の質疑を打ち切ります。

以上でその他の案件についての発言を打ち切ります。

以上をもちまして厚生経済常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（有賀公子君） 皆様、大変お疲れさまでございました。

今朝は特に寒かったような気がいたします。季節の変わり目ですし、花粉症や風邪などにも気をつけながら過ごしていきたいと思います。

以上で、厚生経済常任委員会を終了いたします。

〔散会 午後2時44分〕